

令和5年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和5年6月2日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
26-1	消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書（陳情）	上伊那民主商工会 会長 鈴木 正巳	社会委員会	
26-2	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書（請願）	伊那市公立学校教職員組合 執行委員長 細田 一成	総務文教委員会	二瓶 裕史
26-3	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書（請願）	伊那市公立学校教職員組合 執行委員長 細田 一成	総務文教委員会	二瓶 裕史
26-4	高齢者・障がい者のため、より利用しやすいふれあい交通サービスを求める請願（請願）	交通弱者を守る会 代表 久保村 はつ江	総務文教委員会	小池 隆 二瓶 裕史

<趣旨説明希望一覧>

番号	件名	趣旨説明
26-1	消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書（陳情）	希望あり
26-2	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書（請願）	希望なし
26-3	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書（請願）	希望なし
26-4	高齢者・障がい者のため、より利用しやすいふれあい交通サービスを求める請願（請願）	希望あり

(26-1)

消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の
実施延期を求める陳情書（陳情）

【 陳 情 趣 旨 】

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比 3.4 倍（帝国データバンク 4 月 10 日）に上っています。この経済状況で予定通りのインボイス制度の実施となれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

消費税免税事業者にとっては、インボイス登録をしないと「契約の打ち切り」「一方的な単価引き下げ」という取引排除の動きも出てきています。登録をすれば、たちまち多大な実務と納税負担に直面します。登録は任意とは言え、取引先との力関係によって、事業の存続や免税の放棄の選択を迫られています。小規模事業者の納税事務負担等に配慮して納税義務を免除するという消費税免税点制度の創設時の趣旨からも逸脱します。

一方で課税事業者にとっては、人材不足や職人不足問題に直面する中で、下請けがインボイス登録事業者であるか否かの確認と新たな取引先の模索に苦慮しています。このように消費税インボイス制度は、登録の判断、消費税の課税・免税に関わらずすべての事業者にとってデメリットしかない制度です。

また、太陽光パネルを設置し売電している家庭や自動販売機を設置している家庭にもインボイス登録に関する働き掛けが行われています。国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながります。

インボイス制度の影響はなにも事業者だけにとどまりません。不景気が続くと、自社の負担を減らすため社員（雇用契約）を外注化（委託業務契約）に切り替え、社会保障費や消費税額を低く抑えようとする企業が多く存在します。これにより、正規社員が事業主・フリーランスとされてしまいます。もちろん、インボイス制度が始まれば、外注化させられた方も登録しないと契約が継続できない可能性があり、結果的には首切りが行われる危険性もあります。

予定通りの実施となれば数カ月後には始まる当制度ですが、未だに「知らない」「よく分からない」という方が多くいます。ようやく「聞いたことはある」という方が増えてきましたが、制度の概要を理解している方が非常に少ない状況です。特に免税事業者が、取引先からの一方的な強要により登録をしてしまうケースは多く、課税事業者になって過重な納税負担と実務負担が義務付けられることや消費税簡易課税制度を選択できることを知らずにいます。

そもそも消費税の仕組みや中小業者の実態が周知されていない状況があります。例えば、「消費税は”預り金”ではないか」「免税事業者は”益税”が発生するのではないか」と言われていますが、そもそも消費税は事業者に課せられる直接税です。『消費税は価格の一部』と裁判の判決でも確定し、財務省も『預り金ではない』と説明しています。

このように、消費税法及びインボイス制度については多くの国民・事業者は十分に理解できておらず、対応できる状況にはありません。中小企業団体や税理士等の専門家団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。まさしく情勢を鑑みれば、本来の最優先事項は地域住民の暮らしと地域経済の活性化です。それは、長期化する不況の打開であり、生活の安定にほかなりません。コロナ危機を乗り越え、展望を持って進もうとしている今、税制で商売や起業意欲を阻害することはあってはなりません。

以上の趣旨から、地方自治法99条の規定により、貴議会が政府に対し、中小零細業者の事業経営と住民生活に悪影響を及ぼす消費税インボイス制度の実施を延期することを求める意見書の採択・送付を求め陳情いたします。

【 陳 情 項 目 】

一、消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施の延期を求めます。

(26-2)

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」
を求める請願書(請願)

伊那市議会議長
白鳥 敏明 様

〔 請 願 事 項 〕

2024年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

〔 請 願 理 由 〕

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、中学校は40人のままとなっています。長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。しかし、小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革について」などの政府・与党の決定を経て、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

さらなる少人数学級推進と教育予算増額に向けた議会請願資料

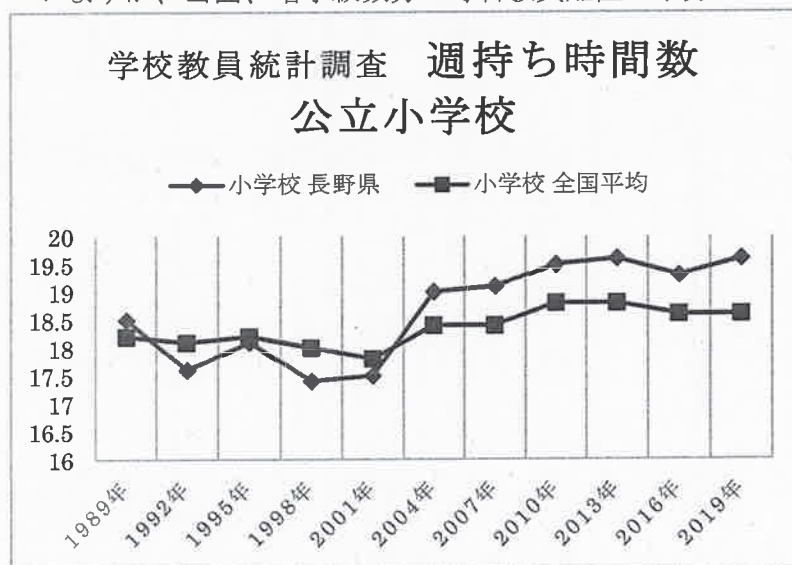
県教組では、国の次年度予算編成にあたって、「少人数学級推進と教育予算増額」に関わり各自治体から意見書を提出していただくよう、請願（陳情）書を議会へ提出する要請を毎年行っています。密接に関係する「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願（陳情）書と合わせて、長野県議会をはじめ、多くの自治体で採択していただいています。

2024年度へ向けては、2021年度から国の基準での小学校35人学級がすすめられている（2023年度は小4まで）ことをふまえ、「さらなる少人数学級推進」を求めています。方向性としては、中学校への35人学級の拡大や、小中ともさらに30人学級への引き下げなどを段階的に実施することを想定したとりくみです。

1 国の責任での少人数学級推進を求める理由

長野県においては「30人規模学級（学級定員は35人）」を県独自で中学校3年生まで拡大し、維持してきていますが、さまざまな課題が生じています。

①2020年度まで、国が35人とする小1も含め小学校全学年において40人学級の基準で専科教員が配置されてきました。2021年度からは、国基準35人になる学年は実学級数での配置となっていますが、当面、増学級数分の専科教員配置が十分でない状況が続くこととなります。



②文科省「学校教員統計調査」の結果を見ると、長野県の教員の持ち時間数は多く、全国平均と比較して小学校で週1.0時間、中学校で週0.5時間、障害児学校で週1.7時間多い（2019年度）。

③35人学級にとまなう教員増への対応などのため、臨時的任用の教員（講師）が多くなっている。文科省「学校基本調査」によると、2022年度の長野県小学校講師比率は14.1%（2021年度13.9%）、中学校11.8%（同12.5%）、障害児学校20.4%（同18.2%）となっている。

県教組では、国の責任で義務標準法を改正し小2以降の35人学級を推進することを求めてきました。義務標準法を改正することで、自治体のやりくりではなく、学級数に応じて配置される「基礎定数」が全国的に保障されることになるからです。

2021年4月1日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、5年間かけて小学校の学級編制の標準が全学年で35人（2023年度は小4まで）となります。しかし、この改正では中学校は40人のままとされています。義務標準法の改正による中学校までの35人学級を早急を実現する必要があります。

2 さらに少人数学級を求める理由① 世界的に学級規模はどうなっているか

OECD「図表で見る教育2021年版」によると、2019年のOECD諸国平均学級規模は、小学校で21人、中学校は23人となっています。日本は小学校27人、中学校32人となっていて、1学級の人数がとても多いことがわかります。20年度に文科省が求めていた小学校・中学校での30人学級を早期に実現していくことは、世界的な標準から見ても必要なことだと考えます。

3 複式学級の定員の引き下げについて

国の複式学級の編制基準は「小学校は16人（1学年を含む場合は8人）、中学校は8人」。長野県の複式学級の編制基準は「小学校8人、中学校8人。ただし『飛び複式学級』にあっては4人」となっており、国と比較して長野県では手厚く教員を配置しています。これによる加配は2022年度実績で45校60人（前年度比+8校+6人）になります。また、市町村によって複式学級解消等のためにさらに独自で教員を配置しているところもあります。これらは独自の加配のため地方財政を大きく圧迫します。児童生徒数が少ない学校においてもゆきとどいた教育が保障されるために、国が責任をもって教員を配置するよう複式学級の学級定員引き下げを求めています。

4 小さい市町村が国の責任で35人学級推進を求める意味

この間の議会請願のとりくみの中で、「私たちの村ではすでに30人を下回る学級編制となっている。国に35人学級を求める意味があるのか」という疑問が出されることがあります。

教職員の基礎定数は、義務標準法により定められており、学級数から算定されます。各県の学級数に対応して国により財政措置（国庫負担1/3および地方交付税措置）されます。国の責任で35人学級とすることで、学級数が増え、基礎定数が増えます。学級担任でない専科教員の配置も連動して増えることとなります。国からの教職員配置が増えれば、県が単独で35人学級にしている教員配置分の財政的余裕ができ、県が行っているさまざまな加配措置（複式学級解消、非免許教科解消、生徒指導など）に加え、さらなる加配（たとえば県単独での英語等専科教員の配置など）を行うことが可能となります。

5 教育予算増額と定数改善の必要性

国の責任により標準法を改定して少人数学級をさらにすすめると共に、学級数に応じて配置される専科教員等を大幅に増やすことも必要です。長時間の超過勤務が強いられている状況や、新たに導入された小学校での外国語科や外国語活動による授業時数増に対応するためなど、教職員増は喫緊の課題です。英語専科は、長野県内で計60人が加配されていますが、本年度の増員はありません。小学校高学年の教科担任制推進のためとして、22年度は19人、23年度は38人が加配されています（単年19人ずつ増員予定）。文科省は教科担任制の目的として「教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため」としていますが、実際に加配される総数や学校現場の状況などを注視していく必要があります。

教職員の負担軽減のためには、年度毎に決定される「加配定数」ではなく、学級数などに応じて決まってくる「基礎定数」部分での定数改善が不可欠です。教育条件整備のために、教育予算の増額が大変重要です。

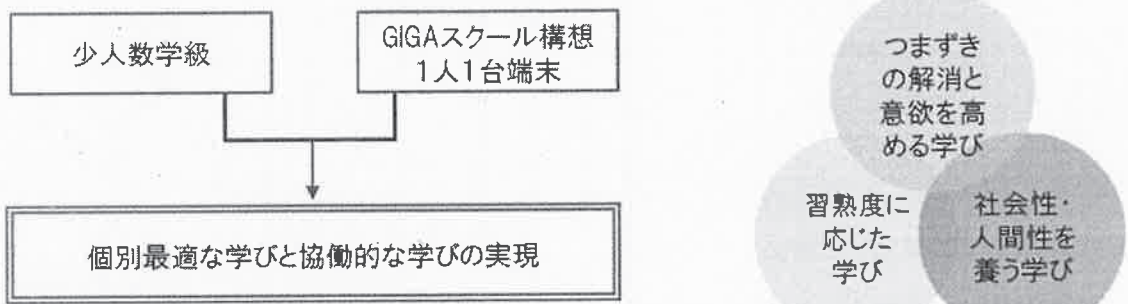
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

令和3年3月30日 参議院文教科学委員会 附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。

二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。

六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

義務教育費国庫負担制度の概略と請願の意義

(なぜ国庫負担制度を堅持・拡充しよう求めているのか)

私たち長野県教職員組合は、全国的な教育条件の改善を求め、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を県議会・市町村議会からあげていただくよう運動しています。国の予算編成に向け、毎年行うことが重要です。議員の皆さんから「請願の内容がわかりづらい」「なぜ、この意見書をあげるのか目的がはっきりしない」という問い合わせがあります。そこで、この制度ができた経緯と、議会請願（陳情）の目的についての資料をつくりました。

1 義務教育費国庫負担法（以下義教法）の目的

この法律は、地方財政が窮乏すると様々な悪条件の中で教育水準が低下することが懸念されることなどから、1953(昭和28)年、義務教育費を確保するために成立施行されました。その目的は、次のようになっています。

目 的

この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。

ところが、国は構造改革路線の下で2005年に教職員給与国庫負担の割合を1/2から1/3に改悪してしまいました。その際に、文科省は政府に対し反対の論陣を張り、その意義を次のように強調しました。

- 憲法の要請に基づく義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を支えるために、国は必要な制度を整備することが必要。
- 「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。
- 教職員の確保と適正配置のためには、必要な税源を安定的に確保することは不可欠。

（「義務教育費国庫負担制度について」2005年6月5日）

2 義務教育費国庫負担制度改悪の歴史と地方への圧迫

教職員の給与を地方公共団体が負担することになっていた1953年以前では、地方によって教員の人数が不足したり、待遇が違うために教員の確保が難しかったりという弊害が出ていました。これらを解決するために、義務的な経費を国が負担する法律（国庫負担法）が施行されました。国庫負担制度を削減するということは、地方負担が増大したり、教育水準の差が自治体ごとに現れたりする危険性があります。

1953年の成立・施行以来、教材費や学校事務職員なども国庫負担の対象とされていたのです。児童手当、共済費、公務災害補償費、学校栄養職員への対象拡大など、内容的にも充実していきました。けれども、義教法をめぐる改悪は1982年からはじまり、次々と国庫負担の対象からはずされるようになったのです。

1985年以降の改悪の歴史をみると、次のようになります。

1985年	旅費・教材費が一般財源化
1989年	恩給費が一般財源化
1993年	共済追加費用が一般財源化
2003年	共済費長期給付、公務災害補償基金負担金が一般財源化
2004年	退職手当、児童手当が一般財源化
2006年	国庫負担割合が2分の1から3分の1に削減

国庫負担金が一般財源化されるということは、地方交付税交付金に切り替えられることになるので、他の財源といっしょになってしまい、地方においてその目的に支出される保障がなくなってしまう。例えば、就学援助金は国庫負担になっていましたが、一般財源になってから、財政規模の違いや就学援助に対する姿勢の違いで、市町村の就学援助の基準に差が生じています。他にも、2022年度からの第6次「学校図書館整備等5か年計画」が総額2,400億円（第5次2,350億円）規模で策定されました。図書の整備や新聞配備、学校司書の配置のための措置ですが、各自治体の学校図書館に関わる予算化の状況は様々です。学校司書の任用条件も大きな違いがあり、未配置の学校もあります。このように一般財源化されることは、市町村により差が生じ、必要な財政措置が行われない状況になる可能性があることを意味しています。

一方、地方税収等に関わる地域間格差の拡大もすすんでおり、交付税措置をされても、地方と都市部との歳入の差は、拡大しているのが実情です。地方交付税交付金そのものが減らされている中では、結局、地方の重い負担となってしまいます。

憲法では教育を無償としており、無償にする責任は国にあること、地方自治体の努力で行うことではないことを訴えています。

3 総額裁量制で講師が増える

政府・文科省は2004年より、総額裁量制を導入しました。それまでは、教職員人件費のうち給与の他、期末勤勉手当教職調整額等、費目ごとに教職員実数分の実額を計算し、国の基準を超えない範囲で標準定数分が配当されていました。総額裁量制は、費目ごとの計算をやめ、教員の平均給与額を標準定数分だけで配当し、あとは地方の自由に任せるというものです。

つまり、都道府県が、教職員定数や給与・諸手当を減らせば、その分国庫負担が減ったものが、総額裁量制では定数や給与を独自の判断で増減しても、それとは無関係に「平均給与×標準定数×1/3」として配当されることになったのです。

長野県でも、「県独自の30人規模学級」など、県民の願いに応える施策がおこなわれていますが、財政の厳しさや、総額裁量制の枠の中で、「正規採用」の教員の数を抑制し、「臨時的任用」の教員で充てられ、講師がたいへん多くなっています。必要な人員をきちんと正規で配置することが大切です。教職員が生き生きと働き、子どもたちにゆきとどいた教育を保障する上でも、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充が是非とも必要になってきています。

4 請願に関する主な質問について

この請願に関して、いくつか質問が寄せられています。そのなかで多かったものについてお答えしておきます。

問1 義教法の請願・陳情を毎年行う意味は？

次ページの「国庫負担の対象費目等の変遷」を見ても明らかなように、1985年（昭和60年）以降、国庫負担の対象費目とされていたものが削減され、「教材費」などが一般財源化されてきた歴史があります。一般財源化されることの問題点は「問4」に記述します。各県や市町村ごとの財政事情により、教育条件に差が出てくるのは望ましいことではありません。「変遷」を見ていただくと、2006年（平成18年）には、負担率が1/3に引き下げられ今日に至っています。長野県教組としては、教育条件を改善していくために、これ以上の引き下げを行わず（堅持）、負担割合を1/2に戻す、「教材費」などを対象費目に戻す、さらに対象費目を拡大する（拡充）などが必要だと考えています。国の予算編成に向けて、毎年度、県議会や市町村議会に対する請願・陳情の行動を行っています。

問2 地方分権といわれているが、その流れに逆行しているのではないか？

地方分権というのは、地方のことは地方で決めるということに他なりません。しかし、義務教育であるならば全国一律の基準であるべきではないでしょうか。義務教育を支える責任は国にありますから、必要経費の負担責任は当然国にもあります。教職員の給与の国庫負担でない分は地方交付税の積算基礎になる仕組みですが、県の負担率が高まったことで、何とかしてその教職員の人件費を削減できないかと頭を悩ませるようになってしまいました。35人学級の実施状況が各都道府県で違うのは、国庫負担率を1/2から1/3に引き下げたことの影響も大きいと考えます。

問3 教職員の給与改善のための意見書ではないか？

教職員の給与は、県の条例などで決められているため、本意見書によって教職員の給与が改善するわけではありません。その決められた金額をどこがどれくらい負担するのかということの問題にしている意見書です。地方自治体ではたいへん重い負担となる金額が必要になることから、国の責任を放棄しないように求めていくことが必要だと考えます。義務教育に関わる必要経費は支出しない訳にはいきません。教職員の人数は義務標準法という法律で決められており、教職員の給与は都道府県が負担することになっているので（市町村立学校職員給与負担法）、国庫負担が少なくなると、県の負担が重くなるということになります。

問4 義教法がなくなるとどのようなことが心配されるか？

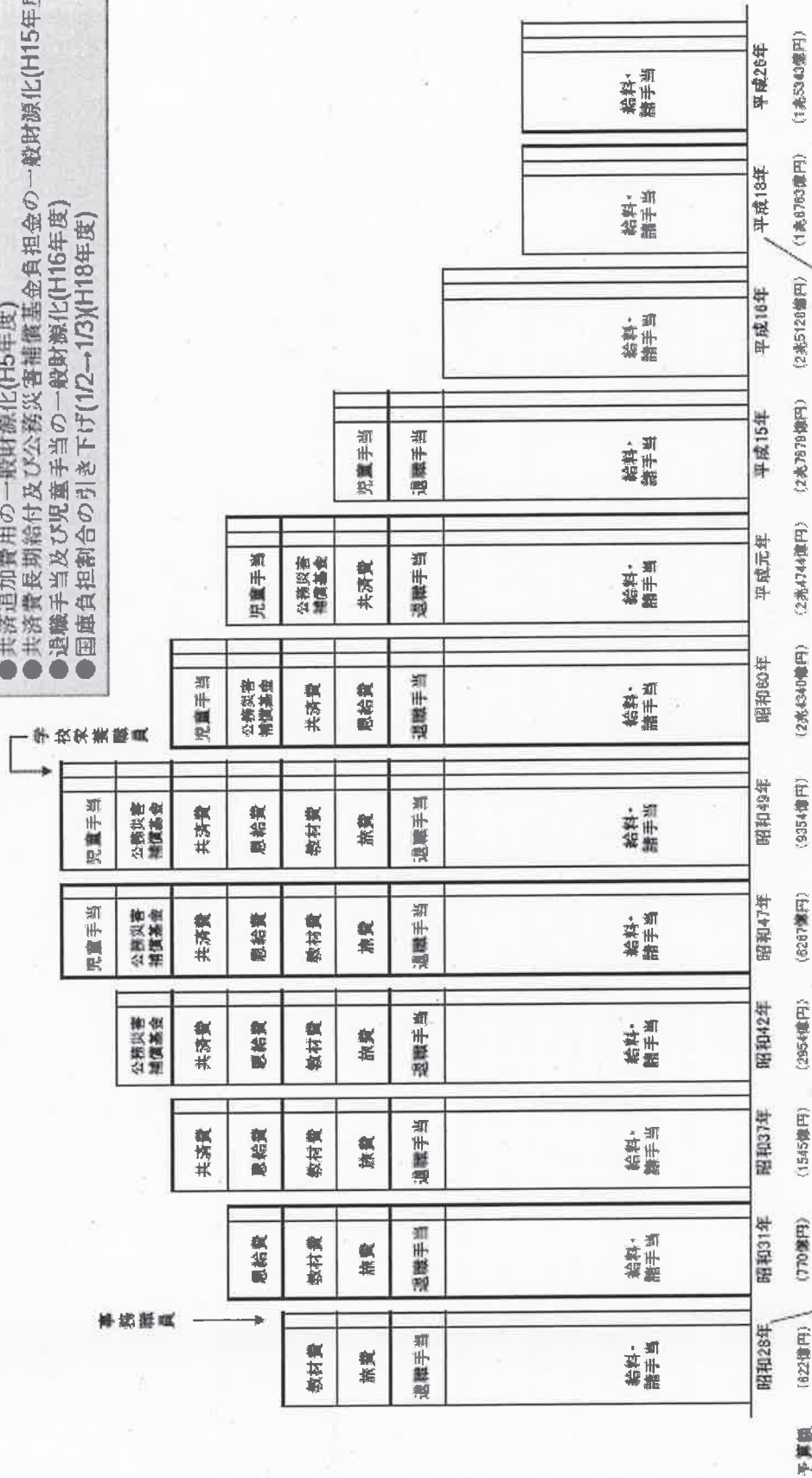
義務教育費国庫負担制度は、教育水準の確保のためにたいへん重要な制度です。例えば就学援助金の国庫負担が打ち切れ、全額一般財源化された後、長野県下で就学援助金に大きな差が出ました。市町村によって、このような差がでるような政策を打ち出すこと自体、国の責任放棄と言えます。義教法がなくなると都道府県によって教育の格差がでるという懸念を、私たちはずっと持ち続けています。国の責任で、日本中どこでも同じ水準の教育が受けられるよう求めているのです。

給与費の国庫負担などがないと、市町村による待遇のバラツキも起こります。学校司書（法律に明記された職）は国庫負担対象外ですから賃金も勤務条件もバラバラで、図書館教育の水準も市町村によって大きな開きがあります。一日中図書館が利用できる学校と、4時間しか使えない学校があったり、調べ学習や読み聞かせなどでも大きな差が出たりしています。学校司書が配置されていない学校さえあります。かつて、義務教育費国庫負担法がない時代にはこのような差が、学校教育全体について現れたのです。

(4) 国庫負担の対象費目等の変遷

(参考) 最近の主な制度改正

- 旅費及び教材費の一般財源化(S60年度)
- 恩給費の一般財源化(H元年度)
- 共済追加費用の一般財源化(H5年度)
- 共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化(H16年度)
- 退職手当及び児童手当の一般財源化(H12→13)(H18年度)
- 国庫負担割合の引き下げ(1/2→1/3)(H18年度)



国庫負担割合の変更
1/2 → 1/3

退職給付費国庫負担率の制定

参考資料: 「国庫負担の対象費目等の変遷」首相官邸ホームページ

(26-3)

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を
長野県知事に求める請願書(請願)

伊那市議会議長
白鳥 敏明 様

<請願事項>

2024年度長野県の予算編成について、以下の内容の意見書を長野県知事・長野県議会議長あてに提出し
ていただきたい。

1. 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当
に準じる手当の支給率について、都市部との格差(相対的へき地性)がいつそう拡大している実情
を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

<請願理由>

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について
の調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定
員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地
手当の月額額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定
める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省
令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当
の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当
支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活
物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出
の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき
地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文
化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となつていますが、県
境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあ
ることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課
題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将
来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会
は2022年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地
手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して
検討することが必要」と初めて言及しました。

長野県教職員組合は、県教育委員会に対し一貫して、以前の支給率に戻すよう訴えてきました。私たち
は、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を
近隣県並みに回復することが喫緊の課題であると考えます。

国（文科省）基準よりも格段に低い本県のへき地手当支給率

- ◆長野県は2006（平成18）年度より、1級地のへき地手当支給率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。（現在は、地域手当1.7%の一律分を加え1級地2.7%など、省令基準の3分の1程度まで回復）

	4級地	2級地	1級地	準ずる学校	特別の地域に所在する学校
国（文科省）基準	20%	12%	8%	4%	3年間勤務で4%
長野県 2006年当時	4%	2%	1%	0.5%	支給なし
現在（地域手当1.7%を含む）	5.7%	3.7%	2.7%	2.2%	支給なし

※3級地は該当学校なし。4級地は栄村立栄小学校秋山分校（2020年度から休校中）。

- ◆本県のへき地手当支給率が大きく引き下げられてから16年が経過しました。県境に位置することが多いへき地学校の勤務者は、隣県の手当額との格差、市街地からの通勤負担、任地居住者にとって生活物資の入手が困難であることなど、経済的・身体的・精神的な苦痛を抱えています。とくに医療の面では、地域の診療所に常駐医師がいなくなるなど命に関わる状況も生じています。この間、都市部との格差は拡大し、引き下げ当時よりも相対的なへき地性は高まっていると言えます。
- ◆また、近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっています。県境近くでは、賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、本県の教育水準の維持および地域の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。2022年10月、県人事委員会も「職員の給与等に関する報告」の中で、この問題に初めて言及しました。

本県の教員採用選考の受験者数が減少傾向にあることや、地理的条件が厳しい山間地等（へき地）に勤務する教職員の配置に苦慮している状況を踏まえれば、現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要です。教職員が経済的な負担を考慮して、へき地での勤務を躊躇することのないよう、へき地地域の教育水準の向上を図るというへき地教育振興法の目的に沿って、均衡のとれた給与水準を確保することが必要です。

【10/17 長野県人事委員会「令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告」より抜粋】

- ◆へき地手当を国と同水準の支給率に回復させるためには、へき地校が所在する自治体はもちろん、へき地校のない自治体の議会や住民の皆さんを含め全県の声を集めることが不可欠です。ぜひとも貴議会から、県知事あて意見書を提出いただきますようお願いいたします。

私たち長野県教組は、へき地校に勤務する教職員の生活保障はもちろん、県下の教育の機会均等や教育条件・教育環境整備の視点からも、へき地手当支給率の国並み回復を訴えてきました。

2021年度の地公労交渉（県職4組合の合同交渉）では、「県内の多くの市町村から意見書が出されていることは承知しており、地域の声として重く受け止めたい」と県総務部長がコメントしました。また、2022年度は、へき地に勤務する職員の「費用負担の状況について調査する」との最終回答を引き出しました。この間、意見書を上げていただく市町村議会が着実に増えてきたことが、県の姿勢を大きく動かす原動力となっています。

へき地手当支給率削減の経過

- ◆2002年、県人事委員会は県職員の給料について、「マイナス2%」の大幅な賃下げを勧告しました。しかし県当局（田中康夫知事：当時）は、これをばるかに上回る「6%の独自賃金カット」を県職員に迫り、例年11月に妥結する組合交渉が翌年1月・2月まで持ち越される異例の展開となりました。人勸を無視した賃下げ提示は公務員の賃金決定ルールを逸脱するものですが、私たちは県財政再建のため、苦渋の決断として3年間（2003～2005年）の賃金カットを受け入れました。
- ◆2005年、約束通り賃金カットを終了するよう求める組合に対して、県当局は「新たな賃金・手当等の引き下げ」を提案してきました。具体的には「2年間の独自賃金カット1%」と「勤務条件に応じた給料の調整額や諸手当の削減・廃止」です。これまで「3年間6%」の痛手に耐えてきた私たちは、さらなる賃金カットの継続を許さないことを決意し、またも年をまたいで粘り強く交渉を行いました。
- ◆その結果、2006年2月10日の交渉において県当局は「給料1%カット」を撤回。交渉の中で田中知事は、「（人事委員会勧告に基づかない削減提案は）乱暴であった」と認めながらも、諸手当・調整額カットについては撤回せず、年度を越えて5月まで交渉が続きました。

2005(平成17)年12月27日

県より給料の調整額、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等の削減について事前協議

へき地手当についての当初提案

区分	該当校数	従来の支給率	削減提案
3級地	1小学校	16%	3%
2級地	6小中学校	12%	2%
1級地	39小中学校等	8%	1%
準ずる学校	19小中学校等	4%	0.5%

へき地手当に準ずる手当についての当初提案

区分	従来の支給率	削減提案
異動等の日から起算して5年に達するまでの期間	4%	1%
異動等の日から起算して5年に達した後	2%	1%

2005(平成17)年12月～2006(平成18)年5月

教育長への抗議打電、県人事委員会への要請はがき、県知事あて抗議署名
時間外職場集会、地公労署名、教育長への支部・職場からの要請打電・個人メール送付
地公労総決起集会2回、地公労交渉5回、県教組諸手当独自交渉

2006(平成18)年2月3日

地公労第5波交渉……諸手当削減提案について県当局から以下の説明を受ける

- ・県民から理解の得られる最低限で措置されなければならないという視点に立って、今回、ゼロベース（原則廃止）で見直しを行った。
- ・これまで生活不便とされてきた地域の生活環境も最近は相当に改善されており、そういった地域に勤務する職員の生活不便の度合いや精神的負担は薄れてきている。
- ・へき地手当支給率の見直しは40年間行われてこなかったが、道路事情、自家用車の普及など状況は大きく変わってきた。へき地教育振興法や施行規則が変更（2003年）され、率の決定は県でできるようになった。
- ・手当の措置の必要性や級地による差異は依然としてあるものの、異動に伴い住居を移転しなくても支給されることから、1級地の区分については特地勤務手当との均衡を考慮して、最低限度の1%が適当と判断した。

- ・へき地手当に準ずる手当についても、措置の必要性は依然としてあるが、年数及び級地による差異については認められず、最低限の1%が適当と判断した。

【参考】へき地教育振興法
 第五条の二
 2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。
 3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。
 ※へき地手当に準ずる手当についても、「文部科学省令で定める基準に従い、条例で定めるところにより～」となっている（第五条の三）。

【参考】へき地教育振興法施行規則
 第八条
 （前略）へき地学校に勤務する教員又は職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額にこれらの規定に基づき指定されたへき地学校の級別に応じ、100分の25を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。（従来は規則中で手当額が決められていた）
 1級 100分の8、2級 100分の12、3級 100分の16
 （へき地手当に準ずる手当も同様） 異動の日から5年に達するまで 100分の4
 // 5年に達した後 100分の2

◆2006年5月30日、最終交渉が行われました。強硬な県当局の姿勢に対して、交渉が決裂して給与が確定しないことは組合員の不利益になると判断し、組合は苦渋の決断で「労使合意」を選択しました。これにより、削減幅を一定程度は小さくさせたものの、長野県職員の給料調整額や諸手当は他県に比べ大幅に減額されることになってしまいました。

2006(平成18)年5月30日

- 地公労最終交渉で……
- ・へき地手当については2級地、3級地に経過措置を設けさせる
 - ・へき地手当に準ずる手当の支給割合については復元

へき地手当の支給率

区分	従来の支給率	2006年度	2007年度	2008年度	削減提案
3級地	16%	12%	8%	—	3%
2級地	12%	7%	—	—	2%
1級地	8%	—	—	—	1%
準ずる学校	4%	—	—	—	0.5%

へき地手当に準ずる手当の支給率

区分	従来の支給率	削減提案	最終合意
異動等の日から起算して5年に達するまでの期間	4%	1%	2%
異動等の日から起算して5年に達した後	2%	1%	2%

へき地手当・地域手当を巡るその後の動き

2015(平成27)年 地公労確定交渉 回答

「国の動向を踏まえ、人事委員会勧告に基づく地域手当引上げ相当分を引き上げるよう検討する。」

2018(平成30)年 人事院勧告

地域手当 0.3%引き下げられ1.7%に（併給調整）

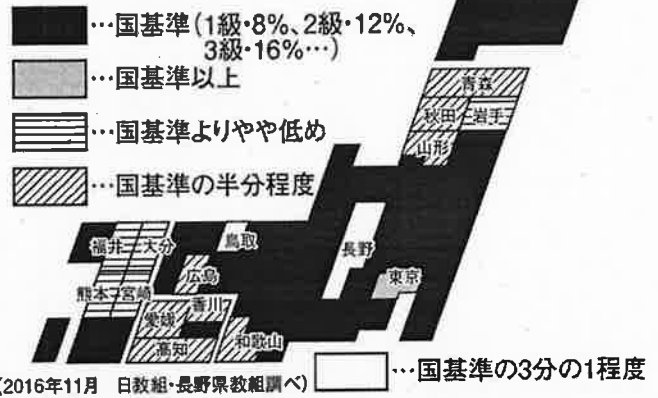
2022(令和4)年 地公労確定交渉 回答

「平成18年10月のへき地手当支給割合の見直し以降において、勤務に伴って生じた職員の費用負担の状況について調査する。」

【へき地手当の支給状況】

長野県は2006年度より、1級地のへき地手当の支給割合を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在は、地域手当1.7%の一律分を加え1級地2.7%など、省令基準の3分の1程度まで回復しているものの、16年間にわたって全国最低水準の状態が続いています。

へき地手当率比較



◆国（文科省）基準よりも格段に低い本県のへき地手当率

	4級地	2級地	1級地	準ずる数	特別の地域に所在する学校
国(文科省)基準	20%	12%	8%	4%	3年間勤務で4%
長野県 2006年当時	4%	2%	1%	0.5%	支給なし
// 現在(地域手当1.7%を含む)	5.7%	3.7%	2.7%	2.2%	支給なし

長野県のへき地学校・へき地に準ずる学校 2022年度の級地 (共同調理場等と休校を除く)

○太丸…2022年度より級地アップ (1市4村…6校)



3級地は該当学校なし。
4級地は栄村立栄小学校
秋山分校 (2020年度
から休校中)。

伊那市議会

議長 白鳥 敏明 様

(26-4)

高齢者・障がい者のため、より利用しやすいふれあい交通サービスを求める請願(請願)

令和3年10月よりぐるっとタクシー、令和4年8月より市街地デジタルタクシーが運行されたことは、私達交通弱者にとって長年の願いが叶い、心より感謝をしております。

さて、ぐるっとタクシー及び市街地デジタルタクシーの運行につきましては、運行開始からまだ日も浅く、令和4年度、5年度と2か年度をかけ検証を行い、さらなるサービスの拡充等をご検討される予定かと思えます。しかし、現状において、運行日時、運行エリアの制限等により利用が制限されてしまい、運行エリア外の人との交流もできず家の中に閉じこもって寂しく過ごす高齢者、健康増進のために利用したい施設へ行くことができない者、午後の病院の診察に利用できないなど、車の運転もできず、足腰も弱ってきている交通弱者にとって、制限等はとても不便を感じております。

特に高齢者にとっては、2年後、3年後の人生の確約はございません。「人生の最後をこの伊那市で過ごすことができ、本当に良かった、幸せだった。」と心から思えるような生活を送れることを望んでおります。

私たち『交通弱者を守る会』は、伊那市ぐるっとタクシー及び市街地デジタルタクシー運行事業について、交通弱者が安心して利用でき、そして、より利用者の思いに近づいた運行にさせていただきたく、市が運行業者とサービスの拡充に向けて検討及び協議を継続的に行い、サービスが向上してくことを願っております。

以上につきまして、伊那市議会から市へ下記事項を含めた、より利用しやすいふれあい交通サービスの早期実現に向けた検討及び協議を行っていくことを要請していただくことを求め、1,345人の署名を添え請願します。

記

◎要請していただきたい検討及び協議事項

① 運行エリアの拡大について

現在、利用できるエリアが、居住エリアと市街地のエリア内となっているため、エリア外にある医療施設及び健康増進施設の利用ができません。

医療・健康に係わる施設利用については、回数等に条件を付すなどして運行エリアを拡大すること。

また、葬祭場についても、その多くが市街地エリア外にあり、ぐるっとタクシー及び市街地デジタルタクシーを利用して行くことができません。葬祭場施設利用については、運行エリア外でも利用できるようにすること。

② 運行日時の変更について

現在、利用時間が午後3時までとなっており、午後の診療についてはなかなか受診できません。医療施設の利用等を考慮し、平日午後3時までを午後5時までで延長し、土曜日は通院等に限り午後1時まで運行すること。

例として、平日午後3時までを午後4時30分、午後5時までと段階的に延長していくなど運行業者と協議・検討していただくこと。

③ 予約受付時間の変更について

市街地デジタルタクシーについては、前日にも予約ができること。

以 上